

## 次世代育成支援対策推進法に基づく

### 公益財団法人栃木県保健衛生事業団 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成31（2019）年2月1日～2024年1月31日までの5年間

2 内容

目標1：年次有給休暇を付与された職員の有給休暇取得率の平均を25%以上とする。

<対策>

- (1) 2019年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- (2) 2019年7月～ 計画的な取得について課内において周知する。  
(祝日、夏季休暇、記念日等に合わせた休暇の取得促進を周知する。)

その後、毎年同時期に対策（1）、（2）を実施する。

一般事業主行動計画とは・・・

次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、(1) 計画期間、(2) 目標、(3) 目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。